

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3247号及び第3248号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup> 松村 <sup>まさお</sup> 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3247号では、横浜市教育委員会が行った不開示決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきであると判断しています。

答申第3248号では、横浜市教育委員会が行った不開示決定は妥当であると判断していません。

### 1 答申の件名

- (1) 「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）に係る工事計画がわかるもの一式（計画工程表を含む）」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3247号】

- (2) 「令和5年度 教育施設課が発注し、特定企業と契約締結した「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）について、・工事に際し、両校（特定小学校・特定中学校）の周辺住人に対し、工事の目的や意義等を説明するための文書・文言等を検討した内容がわかるもの・受注した特定企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容がわかるもの」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3248号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3247	令和5年9月27日	令和5年10月12日	令和5年10月21日	令和5年11月17日	個人	教育委員会
3248	令和5年7月31日	令和5年8月18日	令和5年11月7日	令和5年12月5日	個人	教育委員会

### 3 対象行政文書、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3247	「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」(特定契約番号)に係る工事計画がわかるもの一式(計画工程表を含む)」(以下「本件審査請求文書」という。)	不開示  <b>不存在</b> (当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため)	対象行政文書を特定し、改めて開示、不開示の決定をすべき
3248	「令和5年度 教育施設課が発注し、特定企業と契約締結した「特定小学校がけ対策工事」(特定契約番号)について、・工事に際し、両校(特定小学校・特定中学校)の周辺住人に対し、工事の目的や意義等を説明するための文書・文言等を検討した内容がわかるもの・受注した特定企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域/土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容がわかるもの」(以下「本件審査請求文書」という。)	不開示  <b>不存在</b> (当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため)	原処分妥当

### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3247	<p><b>《学校の敷地内における崖対策工事に係る事務について》</b>            教育委員会事務局では、学校の敷地内にある斜面地に擁壁や法枠などの構造物を設置する工事を行うことで、安全な教育環境の整備に努めている。            また、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則(平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号)第2条の規定により、校地の整備に関すること(建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。)を教育委員会事務局教育施設課校地係で分掌しており、校地の整備に関する技術的事項については、建築局が分掌している。そのため、学校の敷地内における崖対策工事に係る教育委員会事務局と建築局の事務分担は次のとおりである。</p> <p>ア 教育委員会事務局            建築局への工事施工依頼並びに事業者との契約締結及び支払の手続</p> <p>イ 建築局            工事の設計、監督及び完了検査</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b>            本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」(特定契約番号)」(以下「本件工事」という。)に係る計画工程表を含む工事計画が分かるもの一式と解される。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b>            実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>ア 本件工事現場の地質調査に関する文書又は記録  本件工事現場の地質調査については、委託監督は建築局であり、令和3年度に地質調査(委託)を実施して年度内に終了している。  実施機関は発注局として、契約手続等に関する文書は保有しているが、当該調査は本件工事の一部ではなく、契約や受注業者が異なる別の案件であり、期間も重複していないため、本件工事の工事計画や工程には含まれていない。</p> <p>イ 工程等を学校側に情報提供するために行った説明会(以下「学校説明会」という。)の資料  学校説明会は、令和5年8月下旬に特定中学校で行われた学校への説明会のことであり、学校説明会当日に実施機関は工事のスケジュールや概要について書かれた資料を取得している。</p> <p>ウ 約70ページで構成される今回の施工計画書  審査請求人が指摘する「約70ページで構成される今回の施工計画書」(審査請求書2頁)につき、実施機関は令和5年10月25日頃に建築局から取得し、保有しているが、開示請求日時点では保有していなかった。</p> <p>エ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書  これらの文書は、契約事務手続のために一般的に作成するものであり、当該文書に含まれている建築局が作成した設計図書等に本件工事の工事計画、工程等に関する断片的な記載はあるが、内容的に十分なものではないと考えている。</p> <p>オ 本件工事に関して、学校、周辺住民、生徒及び保護者から提出された文書又は記録  これらの文書又は記録で本件工事に係る工事計画又は工程が分かるものは存在しない。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 本件工事現場の地質調査に関する文書又は記録  実施機関の説明によれば、本件工事現場の地質調査は、前記《本件審査請求文書の不存在について》アのとおり、本件工事の工事計画や工程には含まれていないため、当該文書又は記録は、本件工事に係る工事計画又は工程が分かるものとはいえない。</p> <p>イ 学校説明会の資料  当審査会で当該資料を確認したところ、本件工事の概要及びスケジュールが記載され、また、本件工事に関する図面も含まれていることが認められたため、本件工事に係る工事計画及び工程が分かるものであり、対象行政文書として特定すべきである。</p> <p>ウ 約70ページで構成される今回の施工計画書  「約70ページで構成される今回の施工計画書」は、開示請求書の文言からすれば、対象行政文書として特定され得るとも考えられる。しかし、情報公開請求は、開示請求日時点において存在する文書が対象文書となるものであるが、本件開示請求は令和5年9月27日になされたものであり、当該文書は本件処分後の同年10月25日頃に実施機関が取得し、保有するに至ったものである。  そのため、当該文書は開示請求日後に実施機関が取得し、保有するに至ったものであり、対象行政文書として特定されない。</p> <p>エ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書</p> <p>(ア) 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼及び支出に関する文書  当審査会において本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼及び支出に関する文書を確認したところ、本件工事の概要、工期、工法及び工種の記載はなく、また、本件工事に関する図面も含まれていなかった。  そのため、当該文書は本件工事に係る工事計画又は工程が分かるものとはいえない。</p> <p>(イ) 工事契約の締結に関する文書  当審査会において本件工事に係る工事契約の締結に関する文書を確認したところ、本件工事の概要、工期、場所、工種等が記載されているほか、本件工事に関する図面も含まれていた。  そのため、当該文書は本件工事に係る工事計画及び工程が分かるものであり、対象行政文書として特定すべきである。</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>オ 小括 したがって、実施機関は学校説明会の資料及び本件工事に係る工事契約の締結 に関する文書を対象行政文書として特定すべきであった。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3248	<p><b>《学校の敷地内における崖対策工事に係る事務について》</b> 教育委員会事務局では、学校の敷地内にある斜面地に擁壁や法枠などの構造物を設置する工事を行うことで、安全な教育環境の整備に努めている。 また、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第2条の規定により、校地の整備に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）を教育委員会事務局教育施設課校地係で分掌しており、校地の整備に関する技術的事項については、建築局が分掌している。そのため、学校の敷地内における崖対策工事に係る教育委員会事務局と建築局の事務分担は次のとおりである。</p> <p>ア 教育委員会事務局 建築局への工事施工依頼並びに事業者との契約締結及び支払の手續</p> <p>イ 建築局 工事の設計、監督及び完了検査</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b> 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、「特定小学校がけ対策工事」（以下「本件工事」という。）に際して特定小学校又は特定中学校の周辺住人に工事の目的や意義等を説明するための文書、文言等を検討した内容が分かるもの及び特定企業に対し、当該「がけ」が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書と解される。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b> 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 周辺住人に対する本件工事の案内文 当該文書については、特定企業が作成したものを、工事監督を担う建築局が受領し、発注者である実施機関にも共有されているが、実施機関が建築局と当該文書を共有したのは、令和5年8月中旬頃である。</p> <p>イ 受注企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書 特定企業と建築局との間で打合せが行われているが、実施機関は当該打合せに参加していない。そのため、その場で共有された内容については分からないが、工事契約後に担当者間で実施する顔合わせ及び工事着手に伴う工事内容の情報共有が行われたものと認識している。当該打合せは口頭で行われており、打合せに関する文書は作成しておらず、建築局から資料の共有もされていない。 そのため、受注企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書は存在しない。</p> <p>ウ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書 実施機関は、当該文書を作成し、又は取得して保有している。しかし、当該文書は、契約事務手続のための文書であり、周辺住人に対して本件工事の目的、意義等の説明のために用いた文書ではなく、当該文書を用いて周辺住人に対して説明を行った事実もない。</p> <p><b>《本件処分の妥当性》</b> ア 周辺住人に対する本件工事の案内文 当該文書は、開示請求書の文言からすれば、対象文書として特定され得るとも考えられる。しかし、情報公開請求は、開示請求日時点において存在する文書が対象文書となるどころ、本件の開示請求は令和5年7月31日であり、当該文書は、同年8月中旬頃に実施機</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>関が取得し、保有するに至っている。</p> <p>そのため、当該文書は、開示請求日後に実施機関が取得し、保有するに至ったものであり、対象行政文書として特定されない。</p> <p>イ 受注企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書</p> <p>上記《本件審査請求文書の不存在について》イの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>ウ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書</p> <p>当該文書は、契約事務手続のための文書であり、周辺住人に対して本件工事の目的、意義等の説明のために用いた文書ではなく、当該文書を用いて周辺住人に対して説明を行った事実もない。</p> <p>そのため、開示請求書の文言からすれば、当該文書は対象行政文書として特定されない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>なお、実施機関は、開示請求日より後に作成し、又は取得した文書について開示義務を負うものではないが、情報公開制度の趣旨に鑑み、本件のように文書不存在を理由とする不開示決定の前後に開示請求の趣旨に合致する文書を作成し、又は取得した場合などは、改めて開示請求者に対して案内を行うようにすることが望ましい。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881